

第 12 次愛知県職業能力開発計画の策定について

1 概要

現行の第 11 次愛知県職業能力開発計画の計画期間が 2025 年度に終了することに伴い、2030 年度を目標とする第 12 次愛知県職業能力開発計画を策定する。

2 位置付け

(1) 国の計画に基づく法定計画

職業能力開発促進法第 7 条第 1 項（※）に規定されており、国（厚生労働省）が策定する「次期職業能力開発基本計画」に基づき、愛知県内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画。

同条第 2 項及び第 5 条第 2 項において、定める事項として以下の 3 つが規定されている。

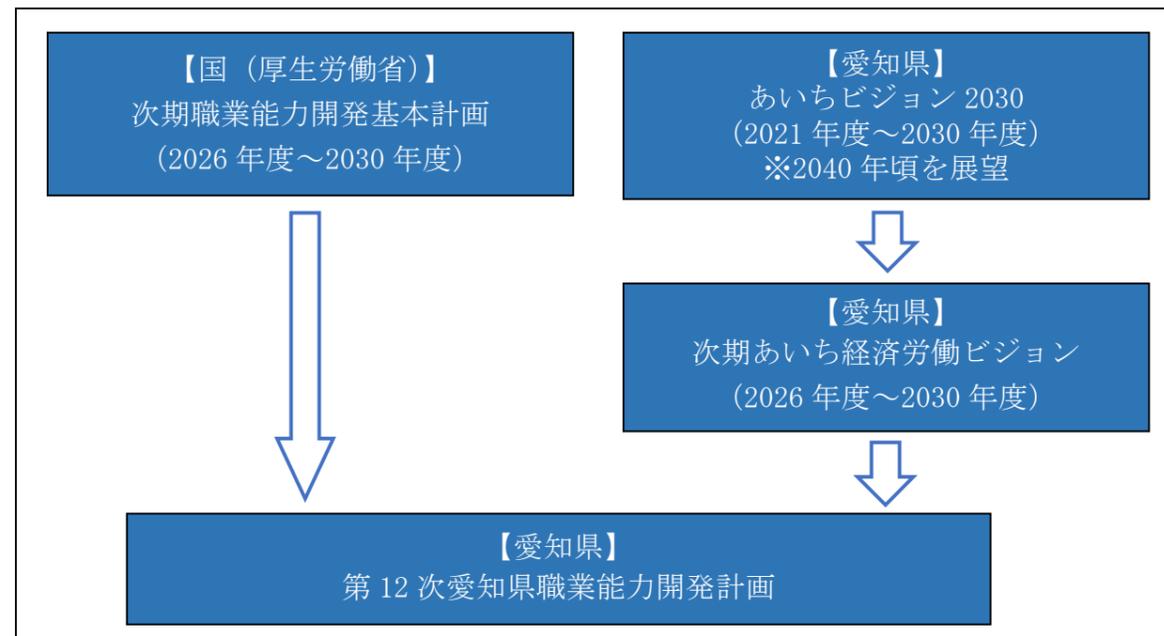
- ・技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- ・職業能力の開発の実施目標に関する事項
- ・職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

※ 第七条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第五条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。

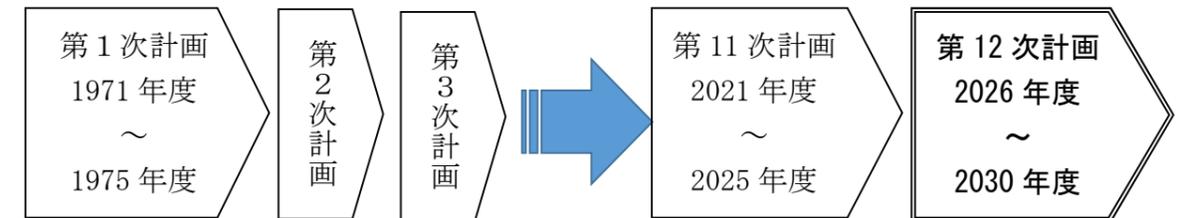
(2) 県の経済労働分野における職業能力開発（人材育成）に関する個別計画

愛知県全体の総合計画である「あいちビジョン 2030」、経済労働分野における中長期の政策指針である「次期あいち経済労働ビジョン」の個別分野の計画



3 計画期間

2026 年度から 2030 年度までの 5 年間



4 第 12 次計画の構成イメージ

- 第 11 次計画の総括
第 11 次計画に位置付けられている目標数値（アウトカム指標）の達成状況等を評価するとともに、第 12 次計画における具体的な施策や適切な目標設定へとつなげる。
- 現状分析・職業能力開発に関する課題
第 11 次計画策定後、現在までの社会経済情勢の変化や、職業能力開発を取り巻く状況、課題を整理した上で、職業能力開発分野での目指すべき方向性を定める。
- 今後の職業能力開発の目標、施策の柱及び具体的な取組
2030 年度までの職業能力開発の目標設定と、目標達成に向けて必要となる施策の柱及び具体的な取組を定める。

5 検討体制

愛知県職業能力開発審議会において議論し、その意見を反映する。

6 策定スケジュール

2025 年度内に 3 回、2026 年度に 1 回審議会を開催し、計画案の審議を行い、審議会からの答申を経て策定する。国の基本計画の動向を踏まえ、国の公表後、速やかに公表する予定。

詳細なスケジュールは別添のとおり。